



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年2月8日金曜日 第1936号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の解散.....	79
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	79
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（3件）.....	80
収用及び使用の手續の開始.....	80
道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....	81
道路の区域変更（県道大平砥部線）.....	81
道路の供用開始（"）.....	81
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	81
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	82
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	82
道路の供用開始（"）.....	82
道路の区域変更（県道宇和明浜線）.....	82
道路の供用開始（"）.....	82
道路の供用開始（県道広見吉田線）.....	83
道路の位置の指定.....	83

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	83
歯科技工士試験の実施.....	83

### 監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	84
------------------------	----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 組合の名称  
新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合
- 組合の事務所の位置  
新居浜市一宮町一丁目5番1号
- 組合の解散年月日  
平成20年3月31日

#### ○愛媛県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 金太郎	新居浜市大島91番地

#### ○愛媛県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、越智郡菊間町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 隆 彦	今治市菊間町浜110番地
"	二 神 正 人	今治市菊間町河之内36番地
"	松 浦 逸 雄	今治市菊間町中川1047番地
"	原 繁 樹	今治市菊間町川上285番地
"	菅 孝 友	今治市菊間町松尾789番地
"	津 吉 利 幸	今治市菊間町高田441番地
"	太 田 政 弘	今治市菊間町池原815番地
"	石 山 義 紀	今治市菊間町西山1426番地
"	森 田 文 明	今治市菊間町長坂147番地
"	本 宮 正 夫	今治市菊間町浜2214番地
"	越 智 孝 幸	今治市菊間町田之尻668番地
"	白 石 信 行	今治市菊間町種955番地
"	山 崎 純 和	今治市菊間町佐方1119番地
監 事	日 高 武 男	今治市菊間町中川361番地
"	吉 井 豊	今治市菊間町浜762番地
"	柚 山 時 男	今治市菊間町種4610番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 隆 彦	今治市菊間町浜110番地
"	二 神 正 人	今治市菊間町河之内36番地
"	松 浦 逸 雄	今治市菊間町中川1047番地
"	原 繁 樹	今治市菊間町川上285番地
"	菅 孝 友	今治市菊間町松尾789番地
"	津 吉 利 幸	今治市菊間町高田441番地
"	太 田 政 弘	今治市菊間町池原815番地
"	石 山 義 紀	今治市菊間町西山1426番地
"	森 田 文 明	今治市菊間町長坂147番地
"	本 宮 正 夫	今治市菊間町浜2214番地
"	越 智 孝 幸	今治市菊間町田之尻668番地
"	白 石 信 行	今治市菊間町種955番地
"	山 崎 純 和	今治市菊間町佐方1119番地
監 事	日 高 武 男	今治市菊間町中川361番地
"	吉 井 豊	今治市菊間町浜762番地
"	柚 山 時 男	今治市菊間町種4610番地

○愛媛県告示第 160 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 功	東温市西岡206番地
"	須 川 辰 司	東温市西岡156番地
"	山 内 正 行	東温市西岡427番地
"	松 下 俊 二	東温市西岡66番地
"	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	渡 部 政 則	東温市西岡64番地
"	岡 本 幸 博	東温市西岡787番地
"	和 田 功	東温市西岡682番地
"	仙 波 直 也	東温市西岡149番地 1
"	宮 本 良 一	東温市西岡744番地 1
監 事	和 田 一 弥	東温市西岡1058番地 4
"	岡 本 寿 摩 雄	東温市西岡797番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 功	東温市西岡206番地
"	大 西 喜 良	東温市西岡454番地
"	和 田 一 馬	東温市西岡124番地
"	大 東 久 雄	東温市西岡984番地
"	長 田 武 彦	東温市西岡223番地
"	花 山 順 一	東温市西岡160番地
"	和 田 功	東温市西岡682番地
"	北 岡 保 史	東温市西岡748番地 3
"	岡 本 孝 弘	東温市西岡780番地
"	木 村 信 行	東温市西岡574番地
監 事	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	伊 藤 卓 雄	東温市西岡66番地

○愛媛県告示第 161 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・古谷下地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・古谷下地区）変更計画書の写し
  - 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 縦覧期間  
平成20年 2月12日から 3月10日まで
- 縦覧場所

今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第 162 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・古谷下地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・古谷下地区）変更計画書の写し
  - 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 縦覧期間  
平成20年 2月12日から 3月10日まで
- 縦覧場所  
今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第 163 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・古谷下地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（ほ場整備事業・古谷下地区）変更計画書の写し
  - 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 縦覧期間  
平成20年 2月12日から 3月10日まで
- 縦覧場所  
今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第 164 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第34条の 3 の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 手続が開始される土地
  - 収用の手続が開始される土地  
愛媛県宇和島市祝森字鍛冶屋川、字浜田、字西法寺、字坪ノ内、字祝ノ川、字井戸ノ谷、字井戸ノ奥、字長田、字ケン城、字久文及び字久分地内

(2) 使用の手続が開始される土地  
 愛媛県宇和島市祝森字鍛冶屋川、字浜田、字西法寺、字長田、  
 字ケン城及び字久分地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
 愛媛県宇和島市役所

○愛媛県告示第 165 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市田の上二丁目627番から 同市田の上二丁目631番地先まで	旧	メートル 3 4 ~ 4 4	キロメートル 0.051	
			新	5 3 ~ 8 0	0.051	

○愛媛県告示第 166 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町外山145番 5 から 同町外山83番 4 まで	旧	メートル 4 5 ~ 7 2	キロメートル 0.086	
			新	8 6 ~ 12 5	0.086	

○愛媛県告示第 167 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町外山145番 5 から 同町外山83番 4 まで	平成20年 2月 8日

○愛媛県告示第 168 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂297番から 同町山鳥坂292番まで	旧	メートル 4 5 ~ 5 1	キロメートル 0.027	
			新	8 3 ~ 8 5	0.027	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂586番 1	旧	9 5 ~ 13 9	0.085	
			新	9 5 ~ 33 5	0.085	

○愛媛県告示第 169 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松333番 3 から 同町植松333番 2 まで	平成20年 2月 8日

○愛媛県告示第 170 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2638番 3 から 同町舟戸2656番 2 地先まで	旧	メートル 3 9 ~ 8 4	キロメートル 0.178	
			新	10 6 ~ 52 2	0.178	

○愛媛県告示第 171 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2638番 3 から 同町舟戸2656番 2 地先まで	平成20年 2月 8日

○愛媛県告示第 172 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津 2 番耕地668番 2 地先から 同町俵津 2 番耕地1327番 1 地先まで	旧	メートル 6 2 ~ 12 6	キロメートル 0.380	
			新	10 8 ~ 86 6	0.326	

○愛媛県告示第 173 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地668番2地先から 同町俵津2番耕地1327番1地先まで	平成20年2月8日

○愛媛県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町大内444番2地先から 同町大内419番3地先まで	平成20年2月8日

○愛媛県告示第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 東温市志津川字夏梅甲1067番及び同市志津川字力石甲1068番
- 2 申請人の住所氏名  
伊予郡砥部町重光 156 番地 1  
アーススイートホーム株式会社  
代表取締役 福永 勇三郎
- 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年1月28日	特定非営利活動法人 するーらいふ	河 野 里 美	宇和島市祝森甲1156番地	この法人は、地域で暮らす人々に対して、介護サービス事業や、心身共にゆとりのある生活が送れるよう、また、誇りを持って地域の中で生きていくことができるような各種支援事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

歯科技工士試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成20年歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成20年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

- (1) 学説試験  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第一別館11階会議室
- (2) 実地試験  
伊予郡砥部町高尾田543番地  
愛媛県立歯科技術専門学校

2 試験の日時

- (1) 学説試験  
平成20年2月28日（木）午前9時
- (2) 実地試験  
平成20年2月29日（金）午前8時30分

3 受験願書の提出期間

平成20年2月12日（火）から19日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

監 査 公 表

○公表第 2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の38第 6 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 2月 8日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光  
 同 白 石 友 一  
 同 岡 田 志 朗  
 同 田 中 多 佳 子

選定した特定の事件	愛媛県の行った業務委託契約について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成19年 3月28日	
監 査 対 象 機 関	総務部 管理局 総務管理課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>1 本庁舎エレベータ施設定期保守整備業務委託</p> <p>修理部品調達の困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令第 167 条の 2 の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、平成17年度までの随意契約、平成18年度の指名競争入札については、一般競争入札とすべきである。</p> <p>2 本庁舎清掃業務委託</p> <p>清掃業者の委託先の選定に当たって、質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入するのを防ぐため、指名競争入札を採用しているが、その指名基準が営業年数及び売上高、従業員数、中予地区に本店又は支店等があることとしているが、これらの条件は、必ずしも本件業務遂行の信頼性確保の観点と直接関係のあるものと言えず、又結果として競争原理が働きにくくなっている。これらを解消し、又最近顕在化している「談合」所謂、不当な取引制限発生のリスクを鑑みると、現在の指名競争入札を一般競争入札に変更すべきである。</p> <p>3 本庁舎警備業務委託</p> <p>警備委託業者の選定に当たって、質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入するのを防ぐため、指名競争入札を採用しているが、その指名基準が規模、従業員数、営業年数及び売上高等、業務遂行と直接に係るものと言えず、又競争原理が働きにくくなっている。これらを解消し、又最近顕在化している「談合」所謂、不当な取引制限発生のリスクを鑑みると、現在の指名競争入札を一般競争入札に変更すべきである。</p> <p>4 一般廃棄物処理業務委託</p> <p>一般廃棄物処理業務の委託先の選定に当たって、質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入するのを防ぐため、指名競争入札を採用しているが、その指名基準が営業年数及び売上高、松山市のゴミ収集委託業者であることとしているが、これらの条件は、必ずしも本件業務遂行の信頼性確保の観点と直接関係のあるものと言えず、又結果として競争原理が働きにくくなっている。これらを解消し、又最近顕在化している「談合」所謂、不当な取引制限発生のリスクを鑑みると、現在の指名競争入札を一般競争入札に変更すべきである。</p>	<p>平成19年度業務委託は一般競争入札により契約を行っている。</p> <p>平成19年度業務委託は一般競争入札により契約を行っている。</p> <p>平成19年度業務委託は一般競争入札により契約を行っている。</p> <p>平成19年度業務委託は一般競争入札により契約を行っている。</p>	

監 査 対 象 機 関	企画情報部 管理局 統計課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 2005年農林業センサス電算処理業務</p> <p>指名競争入札を選択することの理由の合理性について</p> <p>入札の状況を見てみると、入札金額が(株)E電算が、15,469,000円、(株)Iセンターが、23,900,000円、(株)Wは入札辞退となっており、(株)E電算が落札しており、会計規則で3人以上指名しなければならない趣旨であると思われる競争原理が、事実上、働いていないと感じられる。即ち、(株)Wは付き合いで応札しにすぎないということが推定される。</p> <p>このことは、前回の委託契約先が、(株)E電算となっていることとも関係している。一度、業務委託を受けると、前回の業務のノウハウが蓄積されていると思われ、継続して落札するという結果となりやすい。このような場合は、一般競争入札等に入札方法を変えても、同一の結果になると予想される。</p> <p>愛媛県は地方自治法第234条に基づき売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により行うこととなっている。</p> <p>この場合、原則として、「一般競争入札」でなくてはならない旨が明示されており、指名競争入札や随意契約による場合は地方自治法施行令でもって定められた場合に限られ、指名競争入札によることができる場合とは、その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、及びその性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合、又は一般競争入札に付することが不利と認められるときに限るとされており、指名競争入札とする積極的な根拠に乏しく、指名競争入札としたことに問題がある。</p>	<p>本業務については、農林水産省が作成したプログラムの処理が可能な大型汎用電子計算機を有し、調査票の入力作業・集計処理等を行うことができる事業者であることを要件としている。</p> <p>パーソナルコンピュータの処理能力の向上などにより、大型汎用電子計算機を有する事業者が減少している状況にあり、当該機器を有しかつ調査票の適切な取扱い等秘密保持の観点から、事業者を選定し指名競争入札としたものであるが、総務省自治行政課長通知（H19.2.23）に基づき、次回と同センサスにおいて、同様の業務を委託する場合は一般競争入札としたい。</p>

監 査 対 象 機 関	保健福祉部 生きがい推進局 障害福祉課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 心身障害児（者）歯科巡回診療事業</p> <p>巡回診療が指定どおりの業務を遂行しているかどうかは、毎年事業が終了後、実施日、実施場所、受診人数等について、愛媛県歯科医師会から実績報告書という形で報告を受けているが、診療で往車したときに施設長等から検診を受けたことを証明する印鑑をもらう等のチェック体制が無い。本来検証とは、目の届かないところに統制システムを働かせることでもあると考える。</p>	<p>平成19年度から、指摘の内容を証明する書類を施設長等に作成してもらい、愛媛県歯科医師会の実績報告の際に添付させることとした。</p>

監 査 対 象 機 関	農林水産部 水産局 漁港課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 イ) 深特第1号 深浦漁港広域漁港整備工事（特定）                  ロ) 本特第2号 本浦漁港広域漁港整備工事（特定）                  ハ) H16八特第1号 八幡浜漁港広域漁港整備工事（特定）                  ニ) 本特第1号 本浦漁港広域漁港整備工事（特定）                  ホ) 八特第1号 八幡浜漁港広域漁港整備工事（特定）                  ヘ) 八特第2号 八幡浜漁港広域漁港整備工事（特定）                  ト) 八特第3号 八幡浜漁港広域漁港整備工事（特定）</p> <p>指名競争入札を選択することの理由の合理性について</p> <p>上記漁港工事に関連して、イ、ロの工事については指名競争入札である。イの工事について言えば、「指名業者検討調書」には財務内容、売上規模、施工実績、手持工事状況等の情報が並んでいるが、今回選択した10者をいかなる理由で選び、また選択しなかった業者をなぜ選ばなかったのか明確でない。</p> <p>ロの工事について言えば、指名競争入札に際し、業者を指名する基準が不明確である。</p> <p>地元業者優先基準といわれるが、宇和島市内の5者が指名されている。しかし津島町の業者で、先行工事であるJ2防波板製作据付の入札時に指</p>	<p>業者選定については、指名業者を10者としたうえで、前回の指名実績を考慮し、指名業者が偏らないようにしている。</p> <p>また、従来より設計金額が1億円から2億円未満についての県外業者の指名業者数は、特殊工事で4者、一般海上工事で3者としている。</p> <p>入札制度については、愛媛県建設業審議会の答申に基づき、設計金額に応じて入札方式が決まっており、平成18年度までは設計金額が2億円以上の特殊工事（海上工事等）について一般競争入札であったが、平成19年度より設計金額3千万円以上の工事について一般競争入札となり、平成20年度には8百万円以上になることから、殆どの工事が一般競争入札となる。</p>

名しなかった2者のうち1者は指名し1者は指名していないが、その明確な根拠が不明である。同じく「指名業者選定理由書」によれば元請施工実績、経営状況などを勘案したとされているが、愛南町の4業者のうち、今回1者のみ指名したその明確な根拠が不明である。

最近新聞紙上を賑わしている不当な取引制限ないし、市場参入の拒否のリスクが指名競争入札にはどうしても付きまとう。ましてや本件の漁港工事における指名業者選定に透明性が欠けることは明らかである。地方自治法第234条および地方自治法施行令第167条の趣旨から指名競争入札でなく一般競争入札とすべきである。

監 査 対 象 機 関	西条地方局 総務県民部 総務調整課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 庁舎エレベータ保守点検業務委託</p> <p>修理部品調達困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令第167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、平成17年度までの随意契約、平成18年度の指名競争入札については、一般競争入札とすべきである。</p>	<p>今後は一般競争入札へ移行する。</p>

監 査 対 象 機 関	松山地方局 総務県民部 総務調整課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 庁舎エレベータ保守点検業務委託</p> <p>修理部品調達困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令第167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、随意契約については、一般競争入札とすべきである。</p> <p>2 廃棄物処理業務委託</p> <p>本件指名競争入札制度採用の理由は、廃棄物処理業務の委託が、特殊な産業廃棄物でも、秘密情報でもなく、生ゴミ、ピンカン等の一般的な日常ゴミないし家庭ゴミ程度のものであり、指定時間に収集し、廃棄指定場所に運搬し廃棄さえしてくれる業者であれば、問題なく業務を遂行することができることから理由に乏しく、一般競争入札とすべきである。</p> <p>3 警備業務委託</p> <p>本件警備業務委託は、契約書名称上「警備」であるが、その実態は「駐車場管理業務」であると思われるため、従業員が100人以上であること、10億円以上の損害賠償保険に加入していること、営業年数が10年以上であること、30分での応援態勢を整備できること、売上高が1億円以上あること等の本件指名競争入札の基準は、その目的である駐車場管理業務と無関係と思われる。</p> <p>したがって、指名競争入札を一般競争入札に変更する必要がある。</p>	<p>平成19年度より本庁執行による、一般競争入札としている。</p> <p>平成19年度より本庁執行による、一般競争入札としている。</p> <p>指摘を受け、入札方法について検討する中、業務委託の必要性についても再検討した結果、平成19年度から警備業務委託を廃止することとした。</p>



監 査 対 象 機 関	八幡浜地方局 総務県民部 総務調整課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 庁舎エレベータ保守点検業務委託</p> <p>修理部品調達の困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するような理由付けは、地方自治法施行令第167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。</p> <p>今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。</p> <p>指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、平成17年度までの随意契約について、又平成18年度の指名競争入札については、一般競争入札とすべきである。</p>	<p>今後は、一般競争入札に移行する。</p>

監 査 対 象 機 関	宇和島地方局 総務県民部 総務調整課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 庁舎エレベータ保守点検業務委託</p> <p>本庁等の他施設において、すでに指名競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。</p> <p>2 空調設備保守点検業務委託</p> <p>予定価格の算定について、専門性があるとして具体的な積算がなされていない。これは、県が積算の基準を明確に定めていないことに原因があると思われる。予定価格の設定は、適切な標準計算のもとに作成される必要がある。より妥当な価格の積算が実施可能となるように、県は早急に基準を設定すべきである。</p>	<p>今後は一般競争入札へ移行する。</p> <p>平成19年度から一部の施設において、統一した基準・仕様で一般競争入札により業務委託を行っていることから、これらの事例を参考として予定価格を積算することとしたい。</p>

監 査 対 象 機 関	医療技術大学
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 エレベータ設備保守点検業務委託</p> <p>本庁等の他施設において、すでに指名競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。</p> <p>2 学内LANサーバシステム運用維持支援業務委託</p> <p>委託事業の執行状況について、高度な精密機械の点検であり、事務職員での検証は不可能との理由でチェックは十分に行われていない状態にあり、費用対効果の検証と抑制が不十分な状態にある。これらの検証を十分に行える人材を大学が単独で備えることは不効率である。しかし、県全体で見れば、そうした専門知識を持った人材を有することは簡単なことであり、組織の枠組みを超えた検証作業の実施が可能と思われる。</p> <p>3 空調設備保守点検業務委託</p> <p>落札業者以外の業者には積極的に落札しようとする意思がないのではないかと見受けられる入札状況であり、適切な競争原理が働いていない可能性が推察されるが、これは指名業者が限定されていることがその大きな理由となっている。早急に、一般競争入札制度を導入すべきである。</p> <p>4 警備業務委託</p> <p>予算の算定は、特定業者の言い値であり、サービスに見合った適切な積算の努力はなされていない。機械警備用の設備を導入した業者が、設備の投資コストを持って他の業者の人的警備についての参入を阻害することとなり、適切な競争が期待できないこととなる。5年ないし10年のスパンを設けて一体的な入札を行うことを検討すべきである。</p>	<p>平成19年度の契約から競争入札を導入し、県内業者6者による指名競争入札としたが、4者が辞退した。</p> <p>従来の業者が落札したが、次点の業者との差が大きく、競争の効果はある程度認められるので、平成20年度契約においては、一般競争入札とする。</p> <p>担当事務職員のみでは不十分なため、理工系の教員を加え検収することとした。</p> <p>平成18年度から20年度の3年間の長期契約を締結しているため、契約終了後の平成21年度契約においては、一般競争入札を導入する。</p> <p>他の業者参入を図るため、県外本社の業者も含め県内で実績を有する業者6者による指名競争入札とし、平成19年度から21年度の3年間の契約とした。</p>

監 査 対 象 機 関	公営企業管理局（中央病院、今治病院、三島病院、南宇和病院、新居浜病院）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>1 三島病院 エレベータ保守点検・修理業務委託                      修理部品調達に困難、技術力・安全性の欠如等を前提に、メーカー系保守業者の主張を追認するよう理由付けは、地方自治法施行令第167条の2の要件を満たすものではなく、現在の理由ないし根拠は、随意契約方式の選択を正当化するものではない。                      今まで随意契約としてきたものを指名競争入札に変えたケースにおいては、契約額が下がっていることは明らかであり、特に独立系保守業者が競争に参入した場合に、大きく落札価格が低減している結果となっている。                      指名業者の選定、入札参加基準に合理的且つ必要と思われるものがない現状では、エレベータ保守点検業務は一般競争入札が何よりも委託先選定として合理的且つ必要とされる方法であり、随意契約については、一般競争入札とすべきである。</p> <p>2 南宇和病院 エレベータ保守点検業務委託契約                      本庁等の他施設において、すでに指名競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。</p> <p>3 新居浜病院 エレベータ保守点検業務委託契約                      予定価格低減による契約額の減は、見方を変えれば、そもそも予定価格が高すぎたのではないかという見方もできる。本庁等の愛媛県他施設において、すでに競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。コスト低減の手法として速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。</p> <p>4 医事会計・宿日直業務委託                      業務の執行状況の検証に関連して、形式上の業務完了報告は受けているが、例えば患者さんの意見箱の意見・要望・クレームが委託業者の社員に対するものであった場合、委託業者がそのクレーム等に対して具体的にどのように対応したのかについてわかる文書がないものがあつた。又、病院として業者に指示した際の文書なり手続きがわかるものがなかった。形式上の業務完了報告をいくら受けていても、これらの日々の業務での検証が不十分であれば、病院としての検証が不十分といわざるを得ない。</p>	<p>各県立病院のエレベータには、安全性を十分確保する必要があるため、遠隔監視装置が設置されている。本装置は、設置メーカー独自のシステムであり、運用できるのは設置メーカーのみである。                      現在、設置メーカー以外による遠隔監視を含めての保守管理の可否についての調査等、一般競争入札制度の導入に向けて検討中である。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>業務の執行状況の検証については、日々の「業務日誌」、毎月の「業務完了報告書」によって委託業務の内容を確認するとともに、医事係職員が同じ場所で勤務し、現場での作業確認を行っている。                      しかしながら、業務の執行状況を記録するものが一部なかったことから、原則として、文書で残すように改善し、管理職員の確認も強化した。</p>	